

船舶インシデント調査報告書

平成28年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年12月11日 06時00分ごろ
発生場所	長崎県五島市福江島北方沖 五島柏崎灯台から真方位002° 4.6海里付近 (概位 北緯32° 51.7′ 東経128° 40.0′)
インシデントの概要	漁船第八信漁丸は、航行中、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年3月8日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八信漁丸、11.03トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-14584（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2m
インシデントの経過	本船は、航行中、主機の潤滑油圧力低下警報が発生したので、主機を停止し、潤滑油を補給した後、主機の始動を試みたが、始動できなくなった。 本船は、機関修理業者が点検したところ、潤滑油ポンプの駆動軸が折損し、3番クランク軸受けに焼損等が認められた。
分析	本船は、潤滑油ポンプの駆動軸が折損したことから、潤滑油の供給が不能となって3番クランク軸受けが焼き付き、主機の運転ができなくなったものと考えられる。 潤滑油ポンプの駆動軸が折損するに至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、潤滑油ポンプの駆動軸が折損したため、潤滑油の供給が不能となって3番クランク軸受けが焼き付き、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・潤滑油ポンプの駆動軸は、定期的に点検を行い、亀裂の有無などを確認することが望ましい。